

フルハーネス型墜落防止用器具を用いた業務に関する特別教育に、助成金を支給します。（支給対象：平成30年6月19日以降に開始された実習）

- ▶ 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の助成対象に、「フルハーネス型墜落防止用器具を用いた業務に関する特別教育」を追加します。
- ▶ 助成金を受給する際は、実習の開始・終了時期によって、下表とおり書類の提出が必要です。裏面の留意事項もご参照のうえ、期限内に手続きをお願いいたします。

＜支給に必要な手続き＞

実習の開始時期	実習の終了時期	計画届の提出	支給申請書の提出期限
平成30年6月19日	～平成31年1月31日	不要	原則平成31年3月31日 まで
～ 平成31年1月31日	平成31年2月1日 以降	技能実習実施日の原則3ヶ月前から1週間前 までに提出。 （ただし、平成30年10月1日以降に開始した技能実習のうち、登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関（以下「登録教習機関等」という。）に委託して実施した場合は不要です。）	技能実習が終了した日の翌日から起算して 原則2ヶ月以内
	平成31年2月1日以降		

支給に関する手続き等につきましては、**都道府県労働局またはハローワーク**にお問い合わせください。



人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）とは

- 中小建設事業主等が、雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合に、経費・賃金の一部を助成するものです。
- 本コースの支給要件・手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ「建設事業主等に対する助成金（旧建設労働者確保育成助成金）」

▶ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html

計画届に関する留意事項（※平成31年1月31日までに終了する場合は、計画届は不要です。）

- 1つの技能実習について、登録教習機関等に委託する部分と事業主・団体自ら実施する部分の両方がある場合は、両方の内容について記載した計画届を提出する必要があります。
- 登録教習機関等に委託した1つの技能実習について、実習の途中で事業主・団体自ら実施する部分が生じた場合は、該当部分の実施前に計画届を提出する必要があります。